

組長の主な仕事

1. 役員会の審議に参画し自治会の発展の為、積極的に意見を出して下さい。
2. 業務執行機関として、自治会長を補佐し、会務を下記により分担して下さい。
 - ① 組長は、常に組内の世帯数を把握しておいて下さい。
 - ② 組長は、配布物（広報・回覧板等）が届けば、速やかに各班長にとどけてください。
 - ③ 組長は、組内の会務を統括管理し、常に組内の状況を把握しておいて下さい。
 - ④ 組長は、住民が新しく引っ越してきたときは、自治会に入会するよう勧誘して下さい。そのとき、入会案内・当該月の市の広報及びお知らせ版等を渡し、9月又は3月までの自治会費及び入会協力金を徴収して下さい。その時領収証を発行するのを忘れないで下さい。
 - ⑤ 組長は、マンション・ハイツ等が建設されたしたら、建設会社又は施主等に新規入居者自治会加入を交渉し、自治会費の徴収方法も併せてお願いします。
 - ⑥ 組長は、班長が集めた自治会費を預かり、会計へ持つて行って下さい。この時組長は、一つの班が全部そろっていることを確認して下さい。
 - ⑦ 組長は、班長及び会員から問題提起されたときは、役員会での議題に提案して下さい。
3. その他 記載以外で疑義が生じたときは、速やかに会長に連絡して下さい。

班長の主な仕事

1. 総会等の会議に積極的に参画し、自治会発展のため、積極的に意見を出して下さい。
2. 業務執行機関として組長を補佐し、班内における自治業務の処理をお願いします。
 - ① 班長は、常に班内の世帯数及び家族の人数を把握しておいて下さい。○ 香芝市発行の広報（かしば） 毎月 21 日発行○ 香芝市発行の広報（お知らせ版） 毎月 5 日発行○ 奈良県広報（県政だより） 毎月 1 日発行
 - ② 班長は、配布物が届けば、速やかに班内の各家庭に配布して下さい。
- ③ 回覧板
組長が班長にお届けしますので各班内の回覧をお願いします。
- ④ 自治会費
班長は、毎年 4 月と 10 月に集金をして組長さんへ届けて下さい。その時に班内全員の分がそろっているか注意して下さい。
- ⑤ 大字内の一斉清掃等
大字内での諸々の行事等で、参加者名簿が必要なときは都度連絡致しますので、名簿作成にご協力をお願いします。
- ⑥ 防犯灯の電球等の取り替え新規設置が必要な時は組長まで連絡をお願いします。
- ⑦ 班内での転入転出・ご不幸・災害等があれば、組長に連絡してください。
- ⑧ その他 記載事項以外で疑義が生じたときは、速やかに組長に連絡して下さい。